

患者等搬送事業者（民間救急）をご存じですか？

患者等搬送事業者とはいわゆる民間救急のことで、寝たきりの高齢者、車椅子・ベッドを必要とする身体障がい者や傷病者などを対象に、病院への入退院・通院・社会福祉施設への送迎などに際し、ベッド等を備えた専用車を用いて搬送を実施します。

粕屋南部消防組合消防本部では申請のあった管内の事業者に対し、遵守義務を履行することを条件に患者等搬送事業者として認定し、必要な指導を行っています。

患者等搬送事業者の認定要件

※ストレッチャー及び車椅子等で固定できる自動車による患者等搬送事業に限って説明しています。

乗務員	○ 満 18 歳以上で患者等搬送乗務員基礎講習を修了した者です またはそれと同等以上の知識・技術を有する者
患者等搬送乗務員 適任証	○ 従事するときは患者等搬送乗務員適任証を携帯します 患者等搬送乗務員基礎講習を受講するなどして、患者等搬送乗務員適任証が交付されています。 適任証の有効期間は 2 年間。患者等搬送乗務員定期講習を受講すれば更に 2 年間有効となります。
運行体制	○ 患者等搬送用自動車 1 台につき 2 名以上の乗務員がいます 医師または看護師が同乗する場合は乗務員が 1 名のこともあります。
患者等搬送用自動車	○ サイレンもなく救急車と紛らわしい外観ではありません ストレッチャーや乗務員が業務を実施するのに必要なスペースがあります。 使用後に消毒を行うほか、定期的に消毒を行っています。 国土交通大臣の許可等を得ています。
積載資器材	○ 呼吸管理やけがに対応できるような資器材を積載しています バックバルブマスク、保温用毛布、ガーゼ、包帯、消毒用資器材、はさみ、ピンセット、体温計等
患者等搬送事業者 の認定	○ 遵守義務を履行することを条件に認定します 認定証の有効期間は 5 年間。引き続き認定を受けようとする場合は更新申請を行います。

粕屋南部消防組合消防本部 認定 患者等搬送事業者

福祉タクシー 民救

- 糟屋郡篠栗町大字田中 1 丁目 1 番 25-602 号
- TEL 080-2591-0325 FAX 092-719-0571
- ホームページ URL <https://sites.google.com/view/minkyu-tax/>
- サービス内容や料金については直接お問い合わせください。



お願い

緊急性の低い場合、救急車を呼ぶほどではないけれども移動が困難な場合、医療処置を続けながら移動する必要がある場合などは、患者等搬送事業者をご利用ください。

【医療機関の方へ】緊急性の乏しい転院搬送については、本来、消防機関が実施するものではないため、医療機関が所有するいわゆる病院救急車、消防機関が認定する患者等搬送事業者等を活用してください。詳しくはこちらを確認してください。



認定申請に関すること・利用に関することなどお問い合わせ先
粕屋南部消防組合消防本部 救急課
TEL 092-935-1209